

第25期佐世保市農業委員会第19回総会議事録

1 開催日時 令和6年12月26日(木) 9時30分から10時40分

2 開催場所 市役所13階 大会議室

3 出席農業委員(15名)

委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	本城 充	委員 15番	西尾 政喜
委員 8番	手光 晴也	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 17番	松永 信義
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子
委員 11番	近藤 誠		

4 欠席農業委員

1番	廣瀬 忠之
6番	磯本 安男
18番	内野 正実

5 出席推進委員(14名)

江上地区	古川 清志	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
柚木地区	山中 幸治	小佐々地区	松田 眞
中里地区	今里 成人	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

針尾地区	永田 照雄
佐世保地区	松永 豊吉
大野地区	村田 司
江迎地区	小川 憲人

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	有富 暢一
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	野宮 寛輝
事務局主査	岩佐 隆志
事務局主査	岩崎 孝典
事務局主査	田中 豊
事務局主任主事	佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第156号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第157号議案	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第158号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第159号議案	農地法第5条の規定による買受適格証明願について
第160号議案	非農地証明願について
第161号議案	農用地利用集積計画（案）について
第162号議案	農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第163号議案	佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則（案）

報告1	農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4	農地転用許可不要案件の受理について
報告5	都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告6	佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告7	非農地通知について
報告8	農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第19回総会を開会いたします。一、開会。
会長挨拶。

会長 皆さん、おはようございます。
今年も残すところ後5日程になりましたが、西高東低の冬型気圧配置で寒くなって来

ましたが、新年を迎える準備で皆さんもお忙しくされていることと思いますけれども、一年を振り返ってみますと年明け早々に石川県能登のマグニチュード7.0の地震がありました。まだまだ復興には時間がかかるようですが、早期の復興をお祈りしたいと思っております。

令和の米騒動、また野菜の品薄と温暖化による海水温度の上昇で農作物に影響が出てきておりますが、農作物も高温に強い品種を選択する必要があるかと考えております。

この時期になりますとインフルエンザも増えてきております。健康に注意されましてご家族共々良い新年を迎えてくださいますようお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。第19回の総会、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

副 会 長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は1番 廣瀬忠之委員、6番 磯本安男委員、18番 内野正実委員より欠席届が提出されておりますが、現に在任する委員18名のうち15名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、針尾地区の永田照雄推進委員、佐世保地区の松永豊吉推進委員、大野地区の村田司推進委員、江迎地区の小川憲人推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副 会 長 ありがとうございます。続きまして、③議事録署名人については、4番 中里政義委員、5番 本城充委員、補充として8番 手光晴也委員をお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

第156号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第156号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、柚木地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は柚木元町の3筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は3筆合計502㎡です。転用目的は資材置場。施設は石材置場55㎡、駐車場53㎡、緩衝地299㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは柚木支所から西に約1.2kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、割栗石を積み高さを1m未満にし、石が流出しないよう隣接地との間に緩衝地を3m程度設ける。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。では、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番柚木地区。

8 番 8番手光です。12月23日に山中推進委員と現地を確認しました。記載のとおり畑3筆ありまして、畑と畑の間に石積みされておりますが、一部崩落し、今後も崩落する恐れがあるということで修復したいということでもあります。被害防除計画としては石が転がらないようにするだけで周辺に影響はありませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

山中委員 柚木地区の山中です。周辺農地に及ぼす影響はありませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第156号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第157号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第157号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明します。

1番、相浦、九十九地区。当初申請者、変更申請者は記載のとおりで変更ありません。申請地についても、計画変更後も変わりありません。転用目的も当初と変わりありません。変更の理由としましては、当初令和5年4月より令和6年12月まで西九州自動車道竹辺1号橋他2号橋工事において上部工工事に係るクレーン設置及び資機材置場等の設置のため一時転用許可を得ていたが、高架橋下整備工事を依頼されたため、令和7年2月まで期間を延長するもの。

耕作者なし、農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から北に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画盛土最高0.2m。施行済み。

ビニールシートを敷設し、その上に砂利敷高0.2mとして期間満了時にすべて撤去・除去して現状復帰する。日照通風、建物高を2.7mに加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水はくみ取り。生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

2番、吉井地区。当初申請者、変更申請者について譲受人が変更になっております。申請地、転用目的などは当初と計画変更後も変わりありません。変更の理由としましては、隣接する農地の転用に伴い、進入路の利用者が変更することから当初譲受人から変更するためです。

耕作者なし、農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは市営直谷住宅から北に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。コンクリート舗装工事を行い、土砂流出を防止するので、被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建築物を設けないため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。

2番の案件について関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。関係する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 では、地区担当委員の調査結果をお願いします。2番吉井地区。

13番 13番水口です。これについては農地から進入路に転用した案件です。当初は10月に許可が下りておりました。今回はその内容を変更するものです。進入路の67㎡については当初の計画では宅地2人分と元々の所有者の3人の共有名義で転用申請があって許可が下りていた訳ですが、1人分の権利を新たな人へ変更となったものです。実質的には前回の内容と変わりませんので問題ないと思います。以上です。

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。2番の案件は許可相当として県に進達いたします。委員は入室願いま

す。

～委員入室～

議 長 それでは1番の案件に移ります。1番、相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。12月21日に富川推進委員と現地を見てまいりました。現在高速道路の資材置き場として使っているところ、工期延長のために申請が出たということで何ら問題ないと思われます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今伊賀崎委員が言われたとおり問題ありません。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第157号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第158号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第158号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は針尾東町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は1筆614㎡です。転用目的は駐車場、駐機場。権利は、所有権移転売買です。施設は駐車場、重機含む12台、175㎡、進入路150㎡、法面及び余地289㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは針尾小学校から北に約800mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。整地のみ行う。ブロック積を設け、土砂流出を防止することから被害を及ぼす恐れはない。日照通風、工作物を設けないことから、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、

生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は上原町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は784㎡です。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は駐車場28台、784㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、上原町公民館から北に約770mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通風、建築物を設けないため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。污水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

3番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉岡町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は581㎡、実測354.74㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は住宅1棟木造平屋建、建築面積103.92㎡。耕作者なし。農振内白地で、該当施設からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、中里皆瀬支所から南東に約290mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.3m、最低0.2m。土留め工事を行う。日照通風、建物高を加減。6.7m程度。排水計画、雨水は水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅です。

4番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は庵浦町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計346㎡、実測で151㎡です。

転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は資材置場60㎡、通路及び余地91㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは旧庵浦小学校から東に約370mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。転圧のみ行う。日照通風、周辺は住宅地であり、農地はないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。污水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

5番、吉井地区。こちらは先ほどの議案で承認を頂いた計画承認申請の2番の案件です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町直谷の1筆。地目は、登記田、現況不耕作。面積は67㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権移転売買です。施設は進入路67㎡。耕作者なし。農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは市営直谷住宅から北に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。コンクリート舗装工事を行い土砂流出を防止するので被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建築物を設けないため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。污水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

6 番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は吉井町踊瀬の 1 筆。地目は、登記田、現況田。面積は 4 4 8 m²です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は住宅 1 棟木造 2 階建、建築面積 6 4 . 1 4 m²。耕作者なし。農振内白地で、1 0 ha 未満小集団農地の第 2 種農地に該当いたします。

参考事項としまして、下橋川内町内会公民館から西に約 2 5 0 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高 0 . 5 m。進入部分のみ盛土によるスロープ造成。コンクリートにて舗装するため土砂流出の恐れはない。日照通風、建物高を加減。7 . 1 m 程度。排水計画、雨水は水路放流。污水、生活雑排水は合併浄化槽から水路。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

7 番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は江迎町根引の 1 筆。地目は、登記畑、現況堆肥舎。面積は 5 6 0 m²です。転用目的は堆肥舎。権利は、所有権移転贈与です。施設は堆肥舎 1 棟 1 1 6 m²。耕作者なし。農振内農用地に該当いたします。

参考事項としまして、ながさき西海中央ライスセンターから南西に約 7 0 0 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成 1 6 年施工以降、被害を及ぼしたことはない。日照通風、建物高を加減。4 . 9 m 程度。排水計画、雨水は水路放流。污水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

なお、1 番の案件についてですが、本日急遽委員から欠席の連絡をいただいております。1 2 月に現地調査を行い、この案件は 8 月の除外案件であり、現地調査の結果、問題ないと意見をお伺いしております。

また 1、5 番の案件について関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 1 番、5 番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退席していただき審議をいたします。関係する委員は一時退席願います。まずは、1 番の案件に該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 急遽針尾地区の廣瀬忠之委員が欠席しておりますが、ただいま事務局から説明がありましたとおり 1 2 月に現地調査を行い問題ないということでしたので、これを報告に代えさせていただきたいと思います。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

9 番 9 番牟田です。転用目的の中に駐機場と書いてありますが、この駐機場とはどういう

ものでしょうか。

事務局 重機を含むということで、そのように記載しております。申請の転用目的を記載しておりまして、職員用の駐車場とユンボとか重機を置くための駐機場ということで、そのように記載しているとお伺いしております。

1 5 番 1 5 番西尾です。この案件は全体が 6 1 4 m²、駐車場に利用するのが 1 7 5 m²、法面と余地在 2 8 9 m²となっています。あまりにも利用率が悪い。ブロック積みを設けるとありますが、どうせブロック積みを設けるのであれば、法面や余地からブロックを積み増せば駐車場の面積が増えそうな気がします。利用道は除外して転用するのはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 土地として平たい面はありますが、途中から傾斜があつて駐車場として利用できない所があったり、土地に大きな石があつて使い勝手が悪くて、最終的に駐車場として利用できるのは、このような面積にならざるを得なかったと思われます。

議長 他にご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。1 番の案件は許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは次に 5 番の案件に移ります。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 では、地区担当委員の調査結果をお願いします。5 番吉井地区。

1 3 番 1 3 番水口です。この案件は先ほど第 1 5 7 号議案で承認いただいた件でありまして、今回改めて農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請であります。何の問題もありません。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。5番の案件は許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件の審議に移ります。

議 長 では、地区担当委員の調査結果をお願いします。2番早岐地区。

5 番 5番本城です。12月23日に久野委員と現地調査に行つてまいりました。譲受人は老健福祉施設事業そして保育園事業をなされておまして、イベント等をされるときに駐車場が足りないということで、駐車場を求めておまして、現況は休耕地で道路、住宅、水路に囲まれておまして、整備をして利用されるということです。周辺農地への営農に支障を生じさせる恐れはないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。先ほど、本城委員が言われた通りで問題ないものと思います。以上です。

議 長 続きまして、3番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。12月21日に今里委員と現地を見てまいりました。申請地には分家住宅を建てるということで、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

今里委員 中里地区の今里です。今、近藤委員が言われた通り12月21日に現地を見てまいりました。周辺は住宅地になっておりますし、分家住宅ということで問題ないものと思

ます。以上です。

議 長 続まして、4番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。12月21日に富川委員と現地調査に行つてまいりました。申請地は畑ですが現在休耕で作付け者もいらっしゃいません。問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。今、伊賀崎委員が言われた通り問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続まして、6番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。12月24日に末永委員と現地調査に行つてまいりました。申請地は南側が県道、残りの三方は宅地化されておまして、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。今、水口委員が言われた通り問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続まして、7番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。まったく問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。7番の案件で面積560㎡に対して堆肥舎の面積は116㎡となっていますが、他の余った土地には進入路が考えられますけど、この部分だけを農業用地施設とする方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

事 務 局 土地の形状についてですが、堆肥舎が実際に建っているのが土地の下で、上の段から堆肥を落とすタイプになっていて、車をつけて堆肥を下すという形になっているので、棟自体は116㎡になりますが、堆肥を運んでくる車を付ける場所、転回場所も必要となるのでこのような面積となっています。

議 長 他にご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 158 号議案については許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第 159 号議案 農地法第 5 条の規定による買受適格証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 159 号議案 農地法第 5 条の規定による買受適格証明願について、説明いたします。

この議案は、長崎地方裁判所佐世保支部による不動産競売事件に係る期間入札参加のための証明願いで、競売対象地に対しての証明願が提出されております。証明願の対象地については、既に宅地となっており、7 月総会にて違反転用事案として報告させていただいた案件となります。物件については議案のとおりとなります。

また、この議案については、農地法第 5 条許可申請に準じて審議になりますので、承認を得られれば、競売後の落札者による 5 条申請は、局長専決で許可相当として長崎県へ意見書を送付いたします。

なお、買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 では、地区担当委員の調査結果をお願いします。早岐地区。

5 番 5 番本城です。12 月 24 日に久野委員と現地調査に行ってまいりました。こちらの案件は 7 月総会の時に違反転用事案として報告がありました。既に宅地となっており、現地調査を行った結果、周辺農地への営農に支障を生じさせる恐れはないと判断して参りました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。先ほど、本城委員が言われた通りで問題ないものと思います。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 1 5 9 号議案について、許可相当として適格者であると認め、県へ意見書を送付いたします。この案件については、守秘義務の徹底をよろしくお願いいたします。次に、第 1 6 0 号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第 1 6 0 号議案 非農地証明願について説明いたします。

1 番三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は三川内本町の 1 筆。登記地目田、現況駐車場。面積 1 9 m²。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは三川内駅より北西へ約 7 0 m の位置にあり、農振外で、事由の②－1 に該当します。

2 番早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は重尾町の 1 筆。登記地目田、現況宅地。面積 4 2 m²。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは重尾バス停より南西へ約 4 0 m の位置にあり、農振外で、事由の②－1 に該当します。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 では、地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番三川内地区。

4 番 4 番中里です。1 2 月 2 2 日に迎推進委員と現地を確認してまいりました。ここは病院の駐車場になっておりまして、周辺も駐車場のため特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委員 三川内地区の迎です。1 2 月 2 2 日に中里委員と現地を見てまいりまして、ずっと前から駐車場に取り込まれており問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 では 2 番早岐地区。

5 番 5 番本城です。1 2 月 2 4 日に久野委員と現地を見てまいりました。この建物は昭和 2 6 年以前から建っておりまして、その敷地として利用されてきました。現在に至るまで耕作は一切されておりません。そういったことから問題ないと判断して参りました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。先ほど、本城委員が言われた通りで問題ないものと思います。
以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 1 6 0 号議案について、非農地証明を交付することといたします。
次に、第 1 6 1 号議案 農地利用集積計画（案）について、事務局の説明をお願いします。
ます。

事 務 局 第 1 6 1 号議案 農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。
利用権の設定について、中里地区 5 件、皆瀬地区 4 件、吉井地区 1 件、宇久地区 2 件、
鹿町地区 1 件となっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおり
です。
なお、1 番から 5 番の案件について関係する委員の方がおられます。
ご審議よろしく願いいたします。

議 長 1 番から 5 番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3
1 条の規定により、退席していただき審議をいたします。関係する委員は一時退席願
います。

～委員退席～

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1 番から 5 番について、承認されましたので（案）を削除願
います。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件に移ります。

議 長 ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第１６１号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第１６２号議案 農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第１６２号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、早岐地区１件、吉井地区２件、世知原地区３０件の合計３３件の申し出がっております。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第１６２号議案は、すべて承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第１６３号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則(案)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第１６３号議案 佐世保市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則(案)について、ご説明いたします。

刑法等の一部改正に伴い、刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が新設されたことから、条文中の文言を整理するため提案するものです。規則の第3条（2）の口、禁錮の表現を拘禁刑に改めます。刑法等の一部改正の施行日が令和7年6月1日となっていることから、この規則改正も令和7年6月1日から施行するものとしています。なお、本議案が承認されましたのち、速やかに公布を行いたいと考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 （なし）

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 （挙手多数）

議 長 賛成多数です。第163号議案は、すべて承認されましたので、（案）を削除願います。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告6 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

報告7 非農地通知について

報告8 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【遊休農地利用意向調査の回答状況について】

【緊急連絡網の更新について】

【親農会新年会（令和7年1月27日）の開催について】

【中間管理機構が集積している農地面積及び貸付している配分面積の状況について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第19回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。